

特定商取引に関する法律のガイドライン

通信販売業者は特定商取引に関する法律第 11 条（通信販売についての広告）に定められている事項について表示を義務づけられています。ストアはストアページにおいて、必要事項の掲載をしてください。

必要事項については、特定商取引法ガイドの通信販売に対する規制（1. 広告の表示）を参考にしてください（URL：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/mailorder/>）

※購入の判断をするうえで特に重要な事項について表示を義務づけ、後日のトラブル発生を防止することを目的としています。

※通信販売については、基本的にクーリングオフの適用外ですので「返品の可否の表示の義務づけ」であり、「返品を受け付けることの義務づけ」ではありません。